

2021年3月25日

## 2021年度第3回Jリーグ理事会後チェアマン定例会見発言録

2021年3月25日(木)17:00～

オンラインにて実施

登壇: 村井チェアマン

黒田フットボール本部長

〔司会より決議事項、報告事項について説明〕

本日本行われました、理事会後の会見を実施します。本日の発表事項は5件です。まずは決議事項からお伝えいたします。

### 《決議事項》

#### 1. 「明治安田生命Jリーグ KONAMI 月間MVP」

～ 2021シーズンも月間 MVP をコナミデジタルエンタテインメントと発表します！～

Jリーグは、各月のリーグ戦(J1・J2・J3)において最も活躍した選手を表彰する月間 MVP を2020シーズンに引き続き、今シーズンもJリーグトップパートナーの株式会社コナミデジタルエンタテインメント様とともに、「明治安田生命Jリーグ KONAMI 月間 MVP」を発表することを決定しました。

#### 2. 2021シーズンの月間表彰について

Jリーグは月間 MVP、月間ベストゴール、月間優秀監督賞を明治安田生命J1・J2・J3リーグより選出します。月間 MVP は、昨シーズンに引き続き、株式会社コナミデジタルエンタテインメント様のご協力を得て「明治安田生命Jリーグ KONAMI 月間 MVP」として選出いたします。

【2021シーズン月間表彰概要】

#### ■表彰項目

- 明治安田生命Jリーグ KONAMI 月間 MVP

●月間ベストゴール

●月間優秀監督賞

■月間表彰選考委員会

Jリーグ原博実副理事長、播戸竜二特任理事、サッカー解説者柱谷幸一氏、スポーツライター北條聡氏、エルゴラツソ編集長寺嶋朋也氏

■選考方法

毎月、月間表彰選考委員会を開催し、各種映像やデータ等の参考情報をもとに選考委員が投票する

■対象試合

・明治安田生命J1リーグ、J2リーグ、J3リーグ※月間優秀監督賞についてはその他公式戦の成績を参考にすることがある

・表彰対象月 2・3月(J1・J2)／3月(J3)、4月、5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月・12月(全9回)

《報告事項》

1. 2021明治安田生命J1リーグ第34節、第35節、試合日程のお知らせ

Jリーグは、「2021Jリーグ YBC ルヴァンカップ 決勝」の開催日決定に伴い、2021明治安田生命J1リーグ第34節、第35節の試合日程を決定しました。なお、日程調整に伴い、各日程にて開催予定の対戦カードは変更せず、第34節、第35節の節表記を入れ替えいたします。

※日程調整により本来第34節で予定していた試合は第35節として開催。第34節に開催予定の試合を第35節として開催いたします。

試合告知をいただいているメディアの皆様には、ご留意いただけますと幸いです。ご協力の程よろしく申し上げます。

## 2. 2021 明治安田生命J1・J2・J3リーグ戦試合実施要項及び試合管理規程変更の件

リリース発表はないのですが、公式ホームページに開催させていただいております。

3月22日のメディアブリーフィングでもお伝えいたしましたが、昨シーズンの公式試合においてビジターサポーターがガイドラインを逸脱して応援を繰り返した事案が生じた際に、ビジタークラブが十分に訪問先であるホームクラブのルールを理解し、当日の円滑な運営を妨げないよう協力し合いましょうという申し合わせを実行委員会で行いました。それらの合意事項を改めて、試合運営管理規程などに反映し、本日の理事会で改定が決議されました。

改訂の大きなポイントは以下のとおりです。

### 【2021 明治安田生命 J1・J2・J3 リーグ戦試合実施要項への反映要素】

- ・ホームクラブとビジタークラブは、試合前日までにホームクラブの応援ルールを相互に確認し、それぞれのサポーターに周知徹底すること
- ・ホームクラブによるルールや判断が最終の遵守事項であり(全ての禁止事項を事前に文言化することは不可能)、それらに異議を申し立てないこと
- ・ビジタークラブは、ホームクラブのルールを理解し、自らの責任でビジターサポーターを管理すること

### 【試合運営管理規程への反映要素】

- ・試合当日にビジターサポーターがホームクラブに対してルールの説明を求める等の行為は、試合の運営または進行を妨害し、秩序維持を妨げる挑発行為とみなすこと

## 3. 懲罰基準に関する確認事項改正の件

Jリーグ公式サイトで公開している 2021 シーズンの懲罰基準に関する確認事項について、Jエリートリーグ、Jユースリーグに関連する箇所を改定しております。

## 4. 代替開催日日程ルールの件

3月22日に行われた実行委員会後のブリーフィングでもお伝えしましたが、AFCチャンピオンズリーグ(ACL)の日程変更によるリーグ戦日程調節の後、中止になったガンバ大阪の6試合の代替開催日を調整していくこととなります。その代替日の設定ルールについて、改めて3月22日の実行委員会で確認し、本日の理事会でも共有させていただきました。こちらはフットボール本部長・黒田より、後ほど説明させていただきます。

〔村井チェアマンよりコメント〕

今、理事会を終えまして日産スタジアムに向かっている車中でございます。音声や画像が見苦しいところもあるかと思いますがお許してください。

まず、Jリーグの理事でもあります反町技術委員長から、今の代表チームに関してのコメントを頂戴しました。十分な準備、大変士気が高い状況でいいチームになっているということでした。日本代表そしてU-24 日本代表の健闘を期待したいというところから今日の理事会が始まりました。

またガンバ大阪の 6 試合中止の件に関して、試合の再設定に関しての目線合わせのようなことを議論いたしました。後ほど黒田からご説明させていただきます。

また今日から、特任理事として夫馬賢治さんが新たに理事会に参加されております。これで特任理事 5 名という体制となりました。

今の状況でいうとインターナショナルマッチデーで代表に協力していこうと、リーグ戦と代表との両輪をしっかりと回していこうというところで議論ができたかなと思っております。

〔黒田フットボール本部長より説明〕

少しお時間をいただきまして、今シーズンの試合開催対応方針の件について、資料に沿ってご説明させていただきます。

まずこの件につきまして、現在メディアの皆様からもいくつかお問い合わせをいただいています。1月の理事会後の会見でご質問をいただいて、チェアマンから回答をさせていただいたのと、リリースをさせていただいているという対応までで、説明が不足していたという認識をしています。その点、大変申し訳ございません。

また本件につきましては、昨年 12 月までの実行委員会・理事会で決議したルールの内容は一切変わっておりません。クラブの皆さんと解釈の差異がないように、改めて目線を合わせ、認識合わせをしたというのが 3 月 22 日の実行委員会と本日の理事会でございます。

## 本日お伝えしたい内容



### ・試合開催の責任の考え方、試合開催の方策、開催できない場合の取り扱い

<b>大前提</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 2021シーズンは昇降格のかかったシーズンであるため、クラブ間での試合数の差を許容しない</li><li>■ よって、2020シーズンのような<b>大会成立基準は設けず、全試合を実施することとした</b></li><li>■ ただし、やむを得ず全試合が実施できなかった場合の取り扱いについて決めておく必要がある</li></ul>
<b>試合が開催できない場合の責任の考え方</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ Jクラブはどんな状態でも<b>13名以上を試合にエントリーする責任がある</b></li><li>・ 試合が開催できない場合は、<b>13名以上を試合にエントリーできなかったことの責任を当該Jクラブが負う</b></li></ul>	<b>試合を開催するための方策／開催できない場合の取り扱い</b> <ol style="list-style-type: none"><li><b>1 試合開催可否基準の見直し</b><ul style="list-style-type: none"><li>・ エントリー要件の明確化(リーグ戦実施要項13条3項)</li><li>・ エントリー下限人数13名の設定(リーグ戦実施要項13条4項)</li><li>・ チェアマン判断による中止決定プロセスの明確化(規約62条2項)</li></ul></li><li><b>2 代替開催日設定ルールの新設</b><ul style="list-style-type: none"><li>・ 公平・公正な代替開催日設定が求められる(=やらない得の排除)ため、代替開催設定ルールを定め、リーグが代替開催日を設定する。</li><li>・ 原則として2021年12月31日までに代替開催設定できないとチェアマンが判断した場合、③みなし開催となる。(規約63条4項)</li></ul></li><li><b>3 みなし開催ルールの新設</b><ul style="list-style-type: none"><li>・ 順位決定のために、<b>その試合を開催したことにする必要がある＝みなし開催</b></li><li>・ 対象となる試合の中止原因に対する責任の所在に応じて結果が変わる(規約64条)</li><li>・ 同じ試合が複数回中止となった場合、責任は累積される</li></ul></li></ol>

2

All rights reserved, JAPAN PROFESSIONAL FOOTBALL LEAGUE

本日お伝えしたい内容は 3 点でございます。

- 試合開催の責任の考え方
- 試合開催の方策
- 開催できない場合の取り扱い

#### 《大前提》

- 2021シーズンは昇降格のかかったシーズンであるため、クラブ間での試合数の差を許容しない
- よって、2020シーズンのような**大会成立基準は設けず、全試合を実施することとした**
- ただし、やむを得ず全試合が実施できなかった場合の取り扱いについて決めておく必要がある

#### ● 試合開催の責任の考え方

- ・ Jクラブはどんな状態でも 13 名以上を試合にエントリーする責任がある
- ・ 試合が開催できない場合は、13 名以上を試合にエントリーできなかったことの責任を当該Jクラブが負う

上記 2 つが責任の考え方です。

#### ● 試合開催の方策

### ① 試合開催可否基準の見直し

- ・ エントリー要件の明確化(リーグ戦実施要項 13 条 3 項)
- ・ エントリー下限人数 13 名の設定(リーグ戦実施要項 13 条 4 項)
- ・ チェアマン判断による中止決定プロセスの明確化(規約 62 条 2 項)

### ② 代替開催日設定ルールの新設

- ・ 公平・公正な代替開催日設定が求められる(=やらない得の排除) ため、代替開催設定ルールを定めたうえで、Jリーグが代替開催日を設定する。
- ・ 原則として 2021 年 12 月 31 日までに代替開催設定できないとチェアマンが判断した場合、③ みなし開催となる。(規約 63 条 4 項)

### ③ みなし開催ルールの新設

- ・ 順位決定のために、その試合を開催したことにする必要がある=みなし開催
- ・ 対象となる試合の中止原因に対する責任の所在に応じて結果が変わる(規約 64 条)
- ・ 同じ試合が複数回中止となった場合、責任は累積される

## 試合を開催するための方策／開催できない場合の取り扱い



- ・ 全試合開催を目指すためのルールを整備する(①②)
- ・ 開催できない場合には、みなし開催ルールを適用する(③)



一部繰り返しになりますが、試合開催を目指すためのルールを整備するということで、試合毎の開催可否基準を設けています。予定通り開催できれば問題ありませんが、できなかった場合は代替開催日設定ルールに移ります。そこで代替開催ができれば問題ありませんが、どうしてもできない場合

は、最終手段として、みなし開催ルールに移ります。

## ① 試合開催可否基準



・エントリー要件を満たす選手が13名未満となることが明らかであるとチェアマンが判断した場合、当該試合は中止となる(規約62条2項2号)

・エントリー要件はリーグ戦試合実施要項第13条3号に定める以下の5要件

- ① Jリーグ規約第 52 条の2に定める新型コロナウイルス感染症に関する公式検査(以下「公式検査」という)のうち、エントリーする各試合に対して予め指定された検査(以下「指定公式検査」という。)において陰性判定を得ていること
- ② エントリー時点で体温が 37.5 度未満であること
- ③ いわゆる濃厚接触者の認定、入国制限地域からの入国等により、公的機関から自宅待機等の指示を受けている状態でないこと
- ④ コロナガイドラインに定めるJリーグ独自の濃厚接触疑い基準に該当する状態でないこと
- ⑤ 第 30 条に定めるスタジアムへの到着時刻までにスタジアムに到着できることが合理的に明らかであること

## 試合開催可否基準

・エントリー要件を満たす選手が 13 名未満となることが明らかであるとチェアマンが判断した場合、当該試合は中止となる(規約 62 条 2 項 2 号)

・エントリー要件はリーグ戦試合実施要項第 13 条 3 号に定める以下の 5 要件

- ① Jリーグ規約第 52 条の 2 に定める新型コロナウイルス感染症に関する公式検査(以下「公式検査」という)のうち、エントリーする各試合に対して予め指定された検査(以下「指定公式検査」という。)において陰性判定を得ていること
- ② エントリー時点で体温が 37.5 度未満であること
- ③ いわゆる濃厚接触者の認定、入国制限地域からの入国等により、公的機関から自宅待機等の指示を受けている状態でないこと
- ④ コロナガイドラインに定めるJリーグ独自の濃厚接触疑い基準に該当する状態でないこと
- ⑤ 第 30 条に定めるスタジアムへの到着時刻までにスタジアムに到着できることが合理的に明らかであること

## ①試合開催可否基準



・エントリー期限(キックオフ150分前)の時点でエントリー要件を満たす選手が13名いる場合、規約62条2項1号、3号または4号に定める場合を除き試合は開催される。(リーグ戦実施要項13条5項)。

規約62条2項1号、第3号、第4号は以下の通り

- ① 悪天候、地震等の天災地変、公共交通機関の不通、新型コロナウイルス感染症を含むパンデミックその他いずれのチームの責にも帰すべからざる事由(以下「不可抗力」という)により、当該試合の開催が困難であるとチェアマンが判断したとき
- ② リーグ戦実施要項第13条第4項に定めるエントリー下限人数を満たさないチームがあることが明らかであるとチェアマンが判断したとき(以下、本号に基づき中止された試合を「エントリー人数未充足試合」といい、エントリー下限人数を満たさないチームを「エントリー人数未充足チーム」という)。なお、本号の判断においては新型コロナウイルス感染症の影響によりエントリー下限人数を満たせなかった場合を含むものとする
- ③ リーグ戦実施要項第20条第3項の定めに従った協議にもかかわらず、公式試合を担当する主審および副審計3名を確保できないとチェアマンが判断したとき
- ④ 前3号に定めるほか、チェアマンが当該試合の開催が困難であると判断したとき

**エントリー期限(キックオフ 150 分前)の時点でエントリー要件を満たす選手が 13 名いる場合、規約 62 条 2 項 1 号、3 号または 4 号に定める場合を除き試合は開催される。(リーグ戦実施要項 13 条 5 項)。**

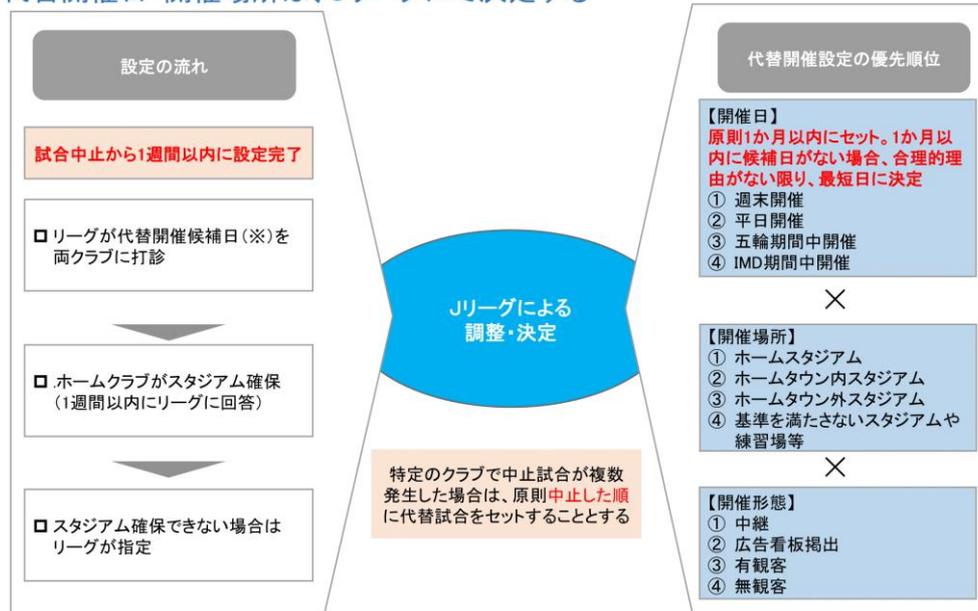
**□規約 62 条 2 項 1 号、第 3 号、第 4 号は以下の通り**

- 1)悪天候、地震等の天災地変、公共交通機関の不通、新型コロナウイルス感染症を含むパンデミック。その他いずれのチームの責にも帰すべからざる事由(以下「不可抗力」という)により、当該試合の開催が困難であるとチェアマンが判断したとき**
- 3)リーグ戦実施要項第 20 条第 3 項の定めに従った協議にもかかわらず、公式試合を担当する主審および副審計 3 名を確保できないとチェアマンが判断したとき**
- 4)前 3 号に定めるほか、チェアマンが当該試合の開催が困難であると判断したとき**

## ②代替開催日程設定ルール(概要)



・代替開催日・開催場所は、Jリーグにて決定する



6

All rights reserved, JAPAN PROFESSIONAL FOOTBALL LEAGUE

## 2)代替開催日程設定ルール(概要)

代替開催日・開催場所は、Jリーグにて決定する(Jリーグによる調整・決定)

### ◆設定の流れ

試合中止から1週間以内に設定完了

リーグが代替開催候補日を両クラブに打診

→ホームクラブがスタジアム確保(1週間以内にリーグに回答)

→スタジアム確保できない場合はリーグが指定

### ◆代替開催設定の優先順位

#### 【開催日】

原則1か月以内にセット。1か月以内に候補日がない場合、合理的理由がない限り、最短日に決定。

1 週末開催

2 平日開催

3 五輪期間中開催

4 IMD 期間中開催

## 【開催場所】

- 1 ホームスタジアム
- 2 ホームタウン内スタジアム
- 3 ホームタウン外スタジアム
- 4 基準を満たさないスタジアムや練習場等

## 【開催形態】

- 1 中継
- 2 広告看板掲出
- 3 有観客
- 4 無観客

これらの要素を見ながらJリーグが決定。特定のクラブで中止試合が複数発生した場合は、原則中止した順に代替試合をセットすることとする。

例)G大阪は、特定クラブで複数の中止が発生した例となるが、中止した順が一番早い名古屋 vs G大阪から調整を始める。

### ③みなし開催ルール



- ・順位決定のために、その試合を開催したことにする必要がある＝みなし開催
- ・対象となる試合の中止原因に対する責任の所在に応じて結果が変わる
- ・同じ試合が複数回中止された場合、責任は累積される

パターン	取り扱い	理由
a.悪天候、地震等の天災地変、公共交通機関の不通、新型コロナウイルス感染症を含むパンデミックその他両チームの責めに帰すべからざる事由による中止	・両チームに勝ち点1を付与 ・得点、失点はゼロ	・不可抗力であり、どちらにも責任はない
b.一方のチームが、13名以上エントリーできず中止	・エントリーできなかったチームの0-3敗戦	・エントリーできなかったチームが責任を負う
c.両方のチームが、13名以上エントリーできず中止	・両チームとも0-3敗戦	・エントリーできなかった両チームが責任を負う

■当該試合が複数回中止された場合、責任は累積される(適用例)

・当初日程はAチームがエントリーできず試合中止→代替日程ではBチームがエントリーできず試合中止→代替日程が設定できずみなし開催  
⇒両チームともに責任があるのでcを適用

・当初日程は荒天で試合中止→代替日程はAチームがエントリーできず試合中止→代替日程が設定できずみなし開催  
⇒Aチームに責があるためbを適用

・当初日程はAチームがエントリーできず試合中止→代替日程は荒天で試合中止開催→代替日程が設定できずみなし開催  
⇒Aチームに責があるためbを適用(代替日程は不可抗力事由ではあるが、責任は消えない)

7

All rights reserved, JAPAN PROFESSIONAL FOOTBALL LEAGUE

### 3)みなし開催ルール

- ・順位決定のために、その試合を開催したことにする必要がある＝これが「みなし開催」の概念

- ・対象となる試合の中止原因に対する責任の所在に応じて結果が変わる
- ・同じ試合が複数回中止された場合、責任は累積される

a. 悪天候、地震等の天災地変、公共交通機関の不通、新型コロナウイルス感染症を含むパンデミックその他両チームの責めに帰すべからざる事由(不可抗力)による中止

- ・両チームに勝ち点 1 を付与
- ・得点、失点はゼロ
- ・不可抗力であり、どちらにも責任はない

b. 一方のチームが、13 名以上エントリーできず中止

- ・エントリーできなかったチームの 0-3 敗戦
- ・エントリーできなかったチームが責任を負う

c. 両方のチームが、13 名以上エントリーできず中止

- ・両チームとも 0-3 敗戦
- ・エントリーできなかった両チームが責任を負う

当該試合が複数回中止された場合、責任は累積される

【適用例】

・当初日程は A チームがエントリーできず試合中止→代替日程では B チームがエントリーできず試合中止→代替日程が設定できずみなし開催

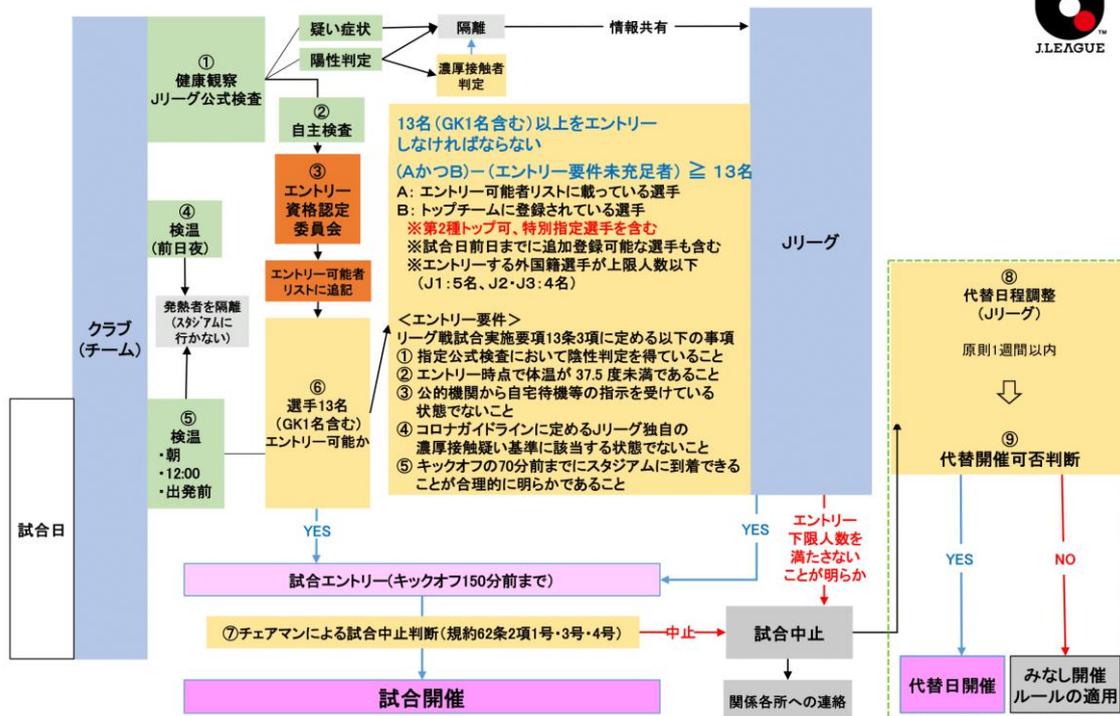
⇒両チームともに責任があるので c を適用

・当初日程は荒天で試合中止→代替日程は A チームがエントリーできず試合中止→代替日程が設定できずみなし開催 ⇒A チームに責があるため b を適用

・当初日程は A チームがエントリーできず試合中止→代替日程は荒天で試合中止→代替日程が設定できずみなし開催

⇒A チームに責があるため b を適用(代替日程は不可抗力事由ではあるが、当初日程で発生した責任は消えない)

2021シーズン 試合開催可否判断～代替開催可否判断～みなし開催ルールの適用



□2021 シーズン試合開催可否判断～代替開催可否判断～みなし開催ルールの適用

試合開催可否判断からみなし開催ルール適用までのフローです。

⑥チームは各試合に13名以上エントリーしなければなりません。エントリー可能なのは、エントリーの5要件を満たし、可能リストに載っている選手かつトップチームに登録されている選手。また第2種トップ可や特別指定選手も含まれます。

これらの選手からエントリー要件未充足者(5要件を満たさない選手)を引いて13名以上であれば、試合を行います。

これを満たさないことが明らかな場合は、試合を中止して代替日程設定に進みます。原則一週間以内に代替日程を決めますが、それができない場合はみなし開催ルールの適用。できれば代替日程で試合を行うことになります。

試合エントリーから試合開催までの間に、規約62条第2項1、3、4号にあるような、不可抗力、審判がない等、その他チェアマンが開催困難と判断した場合は、エントリー後でも試合を中止することがある、ということをもとめております。

〔質疑応答〕

Q:

みなし開催の3つのパターンの内の一つは「荒天あるいはコロナの感染状況などで、責めに帰すべ

からざる事由による中止」とありましたが、感染状況が悪化して、政府などが試合開催をやめるようにと言ったような理由なののでしょうか。それとも一つのクラブからコロナの集団感染が起きてエントリーができない場合は「a」ではなくて「b」のパターンに当てはまるということなののでしょうか。

A: 黒田本部長

1 点目につきましては、政府や地元の自治体の判断で試合ができない場合もありますので、その場合は「パターン a」に当てはめると整理しています。

クラスターが起きて 13 名エントリー出来ない場合は「パターン b」に当てはまります。

Q:

中止になった試合の開催日は 12 月 31 日までに設定するということがあったと思いますが、これは最終節以降にも設定できるということなののでしょうか。

A: 黒田本部長

原則は、最終節以降は設定しないとなっておりますが、インテグリティ上問題がない、いわゆる順位決定に影響がない、優勝争い、ACL 出場権、賞金、降格、残留等、そうしたものに影響が無いと判断できたものは、最終節以降に代替試合を設定することもあります。ただし、その限度は規約に記載がある通り、12 月 31 日までということになっています。

(ガンバ大阪の試合が 6 試合中止となっておりますが、代替試合が設定できないまま進んで、12 月以降にしか設定できないとなった場合、最後の 1 試合で優勝なり降格なりが関わるとなった場合は、みなし開催が適用されるということになるのでしょうか。)

代替日を 1 週間以内に設定するとしておりますので、その決定基準までに代替基準が見つからない場合はみなし開催になるということになります。

【司会より補足】

本件、Jリーグ規約第 63 条 4 項をご参照いただければと思います。

Q:

みなし開催について整理されたことは、1 月に決定したものからの変更は無く、改めて共通認識を

整理するために共有したということによろしいでしょうか。

一部、1 か月以内に開催しなければならないという誤解があったようで、原副理事長も You Tube で解説されていましたが、そうしたことがあってすり合わせをしようということになったのでしょうか。

A: 司会より

そうなります。

Q:

理事会の議題から外れてしまうことになりましたが、2 月中旬にJリーグの新しいネーム&ナンバーの発送が遅れているという話がありました。あれから 1 か月くらい経ちますが、その後進捗はどのようになっていますでしょうか。

A: 木村専務理事

開幕に向けて要望いただいていたクラブのほとんどはなんとか間に合っております。ほぼ 100%間に合っていますが、本当に短工期で進めてしまいましたので、圧着加工会社の納品形態が、クラブや加工会社の望む形でなかった場合が多く、クラブに対してご迷惑をおかけした事実があります。開幕までに間に合ったかというほとんど間に合ったのですが、反省点はございます。

(Jリーグ公式ホームページにお詫び文が掲載されていますが、遅れとは解消されたと理解してよいのでしょうか。)

さまざまな方々のさまざまなご希望があると思いますが、ホームの開幕に間に合うかというのが、多くのファン・サポーターが一番大事にされます。それを解決するために対策チームをつくったのですが、ここに関しては何とかなったということですが、一方で、クラブに対しては要望をもらっている納期に間に合わない場合もありました。

ホームページになぜ残しているかというご質問でしょうか。

(遅れはすべて解消されたのか。問題はクリアになったのか、現在進行形で遅れていることがあるのでしょうか。)

全部のクラブのホームが開幕し、ホーム開幕にはほぼ間に合ったということを受けて、対策チームも今週で解散ということになります。ホームページでの記載に関しては確認します。

全てのオーダー、例えば開幕 1 週間前のオーダーに対しては開幕に間に合わせることができないので、クラブと約束したある期日までいただいたオーダー分に対しては開幕までに間に合ったということになります。具体的には 2 月 8 日の実行委員会の日になりますが、その時点までにオーダーをいただいたものに関しては間に合っているということですので、念のため補足させていただきます。

(この件に関して深く追求したいというわけではないのですが、2 月にアナウンスいただいたときに、どの程度の規模感で遅れが生じるのかという質問をさせていただきましたが、その当時は進行中だったと思うので、はっきりした数字が無ければ記事にならないという表現をしたと思いますが、釈然としないアナウンスをいただいていたので、それがどう解決したのかひっきりかきを覚えました。それがクリアになったのであれば何よりだと思いますが、クリアになって何件の遅れがあったのかなど、まとめていただいてまたアナウンスいただければよかったですかなと思います。そうするとファン・サポーターの皆様にもJリーグの姿勢、考えが伝わってくるかなと思いますので、広報の皆様でご検討いただければと思います。)

A:木村専務理事

その時点ではお恥ずかしい話で、在庫の管理も不安がありまして、どのくらいのタイミングになりそうかもつかめていなかったのですが、遅れる可能性があることは早く伝えることが誠実な対応かと思いました。

どの程度の遅れになるか、クラブとリーグの担当者によって納期に関してばらばらの言い方、認識をしていたということが、私どもが悪かった点でもありますが、そうしたこともあって、今後に向けて正確な数字の状況をどのようにつかんでいくかということを検証している段階です。このような中、まずは開幕に向けて間に合わせるということに注力したというのが現状でございます。

前回の会見での発言が曖昧であったことについてはお詫びいたします。また来年に向けて、在庫管理の数字、いつごろまでにどのくらい出荷できそうかなどは、より精緻な数字が出せるように現在検証中ですのでご理解いただければと思います。前回の会見時はわかりづらい説明で申し訳なかったと思っております。

Q:

ビジターサポーターの観戦の部分で違反と言ってよいのかわからないですが、ルールを変えた趣旨、精神のようなものをご説明いただければと思います。

A:村井チェアマン

昨年、今年はコロナウイルスの影響を強く受けている状況です。ファン・サポーターの皆様には、ホーム、ビジター問わず、様々なお願いをしております。そのお願い状況も刻々と内容が変わりますし、すべてをガイドラインに反映することはできない性質のものもございます。すべてを予見しながら先回りして文言化していくことが、すべての禁止事項・約束についてできればよいのですが、現実的にはなかなか難しい状況です。この中で、例えばルールの解釈や、これは良いことなのか悪いことなのか、まずホームクラブの実行委員が最終的にお願いすることがルールとなるということと、文言の外側にあるような運用も円滑にするために、そのような一文を加えました。

また、刻々とキックオフ時刻が迫り、もしくは試合が進行している状況で、クラブのセキュリティ担当や運営担当のリソースが限られている中で、ルールの説明を求めたり、納得するまで解決されない状況を放置しますと、試合全体の運用に支障をきたすことになります。最終的にはホームクラブに判断をゆだねるということと、執拗にそうした説明を求めるということは、ある意味違反行為に該当するということを書くことによって、非常に今後の予見が難しい状況の中での試合運営を円滑にしようという趣旨でございます。

Q:

みなし開催の件ですが、先ほどのフローチャートでは、1 か月以内に代替日を設定するという記載がありますが、それは本来予定されていた開催日から 1 か月以内に代替日を設定するという解釈でよいのでしょうか。

A: 黒田本部長

その通りとなります。ただし、1 か月以内に代替日が設定できない場合は、1 か月以上先に代替日を探しに行きますが、最短日に決定するというルールにしています。

(ガンバ大阪のケースは、日程を眺めると中止になった 6 試合すべてそこから 1 か月以内に開催するのは難しいと思います。進捗状況にもよると思いますが、見通しはどのようになっていますでしょうか。)

ガンバ大阪の件は 3 月の試合 6 試合がまとめて延期となっています。それを 4 月までの 1 か月の間に見つけられるかと言いますと、日程をご覧になるとわかりますとおり、代替日はございません。また、本来であれば、中止になってから 1 週間以内に決めるということですが、ACL の日程が大幅に変わりました。当初予定していたリーグ戦、ルヴァンカップの日程をどのように変更するかというところを現在検討しております、その新しい日程が決まらないことには代替日程も見いだせないという状況でございます。原則は 1 週間以内に設定ということになってはいますが、そのような外部要因

によって決められない場合は、それを超えて決定させていただくというルールになっております。

**【司会より次回記者会見のご案内】**

これにて理事会後記者報告会を終了いたします。次回は4月5日(月)10:30からNPBの皆さんと合同会見を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

本日もお集まりいただきましてありがとうございます。